

中国の個人所得税改革

——税額控除適用によるシミュレーションをもとに——

申 雪 梅*

はじめに

2011年は中国共産党成立90周年で、第12次五カ年計画の始まりの年でもある。中国政府は分税制以降、経済成長のなか「不協調、不均衡、持続不可能」と言った3つの「不」の国内の構造問題への危機感を強めていた。この国内構造問題に加え、世界金融危機のさらなる影響やグローバル競争の激化という国内外の環境を認識し、中国政府は持続可能な発展のためには、経済発展にポイントを置きながら、市場経済によって格差が広がる現状にも目を向け、国がセイフティネットを広げ、国民の基本的生活を保障し、社会全体の健全な発展に政策展開しようとする姿勢が第12回五カ年計画の税財政改革の基本方針、主要任務¹⁾からも伺える。

そして、財政部財政科学研究所所長の賈康[2011]は、第12次五カ年計画中の中国税制改革は三つの主要内容から構成されていると指摘している。一つは構造的減税で、これは増値税(VAT)の範囲を営業税(Business Tax)に拡

大する改革である。二番目は増減税のセットで、これは個人所得税改革(Personal Income Tax, 日本の所得税に当たる)をいう。給料所得者の課税最低限を高め、低所得者層のさらなる減税を図り、それとセットとして高所得者層の税率アップを行う。三番目は構造的増税で、これは不動産税と資源税の整備を意味する。

このような第12次五カ年計画中の税制改革はすでに動き出している。2011年10月26日に開かれた中国国务院常務会議より、2012年1月1日から上海の一部の営業税の課税部門(交通運輸、建築業、郵政通信業等)が増値税に代替され、2012年は北京もさらに増値税の課税範囲を営業税に拡大する試点に加わった。筆者の推計によると²⁾、2008年から行われた増値税の生産型から消費型増値税への移行³⁾、さらに増値税の営業税代替改革が本格的に全国範囲で広がった場合、税収の半分の割合を占める増値税が営業税の税収が半分にまで減少し、かなりの財政収入減少を引き起こす。三番目の資源税に関しては、2010年から西部の一部の地域には資源税が試験的に導入され、2011年から資源税に関して全国的改正が行われた。問題は個人所得税改革で、これは低所得者層へのさらなる減税という当初計画と違う方向に向いているようで

*愛知大学・ICCS(国際中国学研究センター)・研究員 Email: zhu-snow@hotmail.co.jp

1) 第12次五カ年計画時期、税財政システム改革の主要任務も以下のようになっている。最初は科学的発展を堅持し、経済構造の最適化と平穏で比較的速い成長を促進すること、二番目は民生の改善を堅持し、調和のとれた社会の建設を推進すること、三番目は改革・イノベーションを堅持し、税財政体制を整備することである。

2) 申雪梅(2011)参照。

3) 2008年の増値税の生産型から消費型への改革は機械類の部門だけに限った。

ある。2011年個人所得税改革も大きな改革が行われたが、その改革は従来とおりの課税最低限の引き上げと、税率をフラット化する改革であった。新たな税率と課税最低限を各所得階層別所得に適用してみると、今回の個人所得税改革で優遇を受けるのは都市部の就業者の中でも最高所得階層の10%だけの就業者で、高所得者層ほど今回の所得税改革によって大きく優遇されることになる。これは第12次五カ年計画当初の低所得者への減税と高所得者への増税をセットとする計画とは反対の動きである。

では、当初の計画とおりの個人所得税改革を遂行するにはどのような個人所得税改革の設計図が必要であろうか。ここで、本研究が目を向けたのが近年先進諸国で取り組んでいる税額控除の個人所得税改革である。近年の先進諸国の個人所得税改革の動向をみると、低所得者への経済的支援として、給付付き税額控除制度(Refundable tax credit)が適用されている。それは、低所得世帯の多くは、課税最低限以下であるため、所得控除額を引き上げても、税負担軽減効果は発生しないなどの問題点があり、給付付き税額控除に移行することによって低所得者層への所得再分配を可能にさせることである。日本でも近年、低所得世帯の社会保険料負担の重課を考慮し、税・社会保障一体改革が叫ばれているが、実行の段階まで至っていない。

中国国内の学者の中では、中国社会科学院の高培勇教授(2008)などが提唱する、現段階の分類型所得税から総合型所得税への移行を主張する議論がさかんに行われている。そして、欧米の個人所得税制度を紹介している先行研究は多いが、それを中国の個人所得税制に適用してシミュレーションを行っている文献はない。

そこで、本研究では、中国で所得控除の個人所得税制度を廃止し、税額控除を適用するという所得税改革が実施された時、各階層別所得税と社会保険料負担に及ぼす効果をシミュレーション⁴⁾し、ジニ係数によって示す。これによって、第12次五カ年計画中の個人所得税改革の

低所得者層へのさらなる減税という当初目標に、少しでも近づけるようになるか実証分析する。

1. 近代個人所得税の登場

1) 諸外国における個人所得税の導入

近代的所得税の起源は、イギリスが対仏戦争中に採用した所得税(Income Tax)である。一般に所得税については、「所得税は種類の収入源を、したがって資本主義社会を前提とする」ということができる。つまり、所得税賦課の前提は、その課税対象である所得が明確に把握されることにあるが、そのためには資本主義が確立され、少なくとも、労賃、利潤、利子、地代という基本的諸所得が、資本の自律的運動の結果として繰り返し生産されるという関係が成立しなければならない⁵⁾。

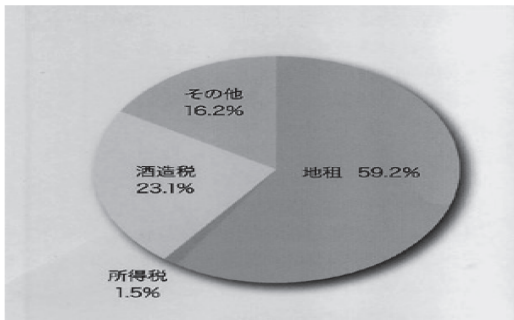
1799年の所得税は、富裕者ないし有産者課税としてはっきり意識されていたこと、とくに従来、課税を全くといってよいほど免れていた商人および資本家階級を新しく納税義務者として指定したことが重要である。しかし、導入当時このような有産者階級をターゲットとした個人所得税はうまくいかなかった。

個人所得税は第二次世界大戦を契機に、先進資本主義国家で大衆所得税として成長する。大衆所得税化は、賃金所得の確実な捕捉によって初めて実現する⁶⁾。このように労働者を主な課税対象とする変換を経由して、個人所得税は資本主義国家で全盛期を迎えるようになり、資本主義国家の財政収入を大いに増やし、これがまた高度成長に大いに利用され、好循環をもたらした。

4) 各種統計の個票データを元に、経済主体(個人、世帯)に対する政策の効果を試算する手法である。

5) 佐藤進 [1982], p. 86-87.

6) 神野直彦 [1996], p. 28.



出所：国税庁ホームページより

図 1-2 所得税導入当時主要税（国税ベース）の割合

2) 日本の所得税の導入

日本では明治 20 年（1887）⁷⁾、所得税が導入された。所得税は、財政需要が増大する中、新しい財源の確保とともに、すべての人に公平に収入に応じた税を負担させることを目的としていた。当時の所得税は、資産や営業などの所得高が年間 300 円以上ある者が対象で、日本の所得税も導入当時は富裕者を意識していたことと思われる。所得税の導入当初は、商工業者からの所得税収を多く想定しており、その中でも商業者から得られる所得税収を一番多く見積もっていた。しかし、その一方で当時の国家の歳入のほとんどは地租と酒税で占められており、明治 31 年までは所得税の割合は全体の 2 パーセント程度で推移していた⁸⁾。

第二次世界大戦後、所得税が全盛期を迎える時期をみると、第二次世界大戦後日本の都市人口が急速に増えているのが分かる。これは賃金人口の増加、つまり労働者の増加を意味し、所得税の課税対象が確保できるようになり、これによって日本の所得税も全盛期を迎えたのではないと思われる。

7) 日本もこの時期戦争を控えており、1894 年には日清戦争があった。

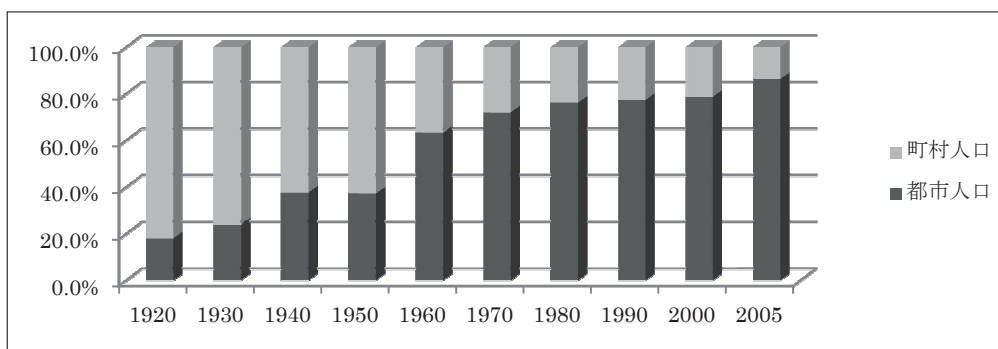
8) 日本の国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/tokubetsu/h18shiryokan/02.htm>

諸外国の所得税導入の歴史的背景として、戦費の財源調達目的があったことが、イギリス、ドイツ、日本の導入過程からうかがえる。それと同時に産業革命が進んで、工場の出現は労働力を必要とし、農業人口から労働人口への移動が続出し、これらが所得税を資本主義の舞台に大衆税化させる前提条件になったのではないと思われる。19 世紀前半のプロイセン（ドイツ）で、結果として階級税納付は能力のある連中が逃げ、残留者に負担が過重されるということであったことから、資本主義国家での所得税は労働者を課税対象とする大衆課税に過ぎず、資本主義国家で資本家に重課することは基本的に不可能なので（富裕税の失敗）、所得税は労働者が社会の主要課税対象となる時にその基本構造も成熟していくと思われる。

3) 中国の個人所得税の導入

社会主義国家の中国は、個人所得税の歴史がまだ浅く、個人所得税が導入されたのはイギリスより 2 世紀遅れて、市場経済が中国に入った 20 世紀の 80 年代からである。建国（1949 年）当時、中国国民の所得は低く、ほぼ絶対平等に近く、所得税の導入を図ったものの実施までにはなかなか至らなかった。中国では 1970 年代後半の改革開放以来、外資企業と合弁企業が続々と現れ、多くの外国人が中国に流入してきた。外国人に対する管理を強め、国際交流で管轄権を発揮し、国際慣例に従い国家の税収権益を保護するために、1980 年 9 月 10 日に全国人大第 5 回 3 次大会で「中華人民共和国所得税法」を採択した。これは中国設立以来は初めての個人所得税に関する法律であった。課税は中国国民と中国国内の外国人を対象としていた。しかし、課税最低限を 800 元としたため、平均月収が 64 元の中国国民はほとんど課税対象には入らなかった⁹⁾。従って、この法律は主に外国華僑、外国商人を対象としていたことが明らか

9) 沈向眠 [2012].



出所：日本統計局 HP <http://www.stat.go.jp/data/nenkan/02.htm> より筆者作成

図 1-3 日本における都市人口と農村人口の推移

である。そして、給与所得は給料所得、労務報酬など6分類とされた。給料と労務報酬は収入から、一定の費用などを除いた収入を課税所得額とした。利息、配当金、賞与と他の所得は毎回の収入を課税対象とした。給料所得、労務報酬には5-45%の7段階の累進税率を適用した。ほかの5種類には全部20%の比例税率を適用した。そして、科学、技術と文化成果ボーナスなどには個人所得税を免除する優遇政策も設けた。個人所得税導入当時の個人所得税(0.05億元)が税収(547億元)に占める割合は0.1%に過ぎなかった(中国税務年鑑1993年)。

1980年代から我が国の市場経済に対する新たな認識のもとで、各種の経済形態が併存し、一部の人々が豊かになり、格差が広がり始めた。1985年3月7日、鄧小平は《一部先に豊かになる人に対しても、所得税で制限をつくるべきだ》と指摘した。従って、高所得者に対し調節を行うために、第二次利改税後の1986年1月7日に国務院は「中華人民共和国都市と農村の個人工商業者所得税暫定条例」を公布し、9月25日には「中華人民共和国個人収入調節税暫定条例」を公布した。1988年6月25日に、国務院は「私営企業投資者に対し個人収入調節税を徴収する規定」を公布し、工商業者の課税範囲、課税根拠、税率等を決めた。分税制改革前

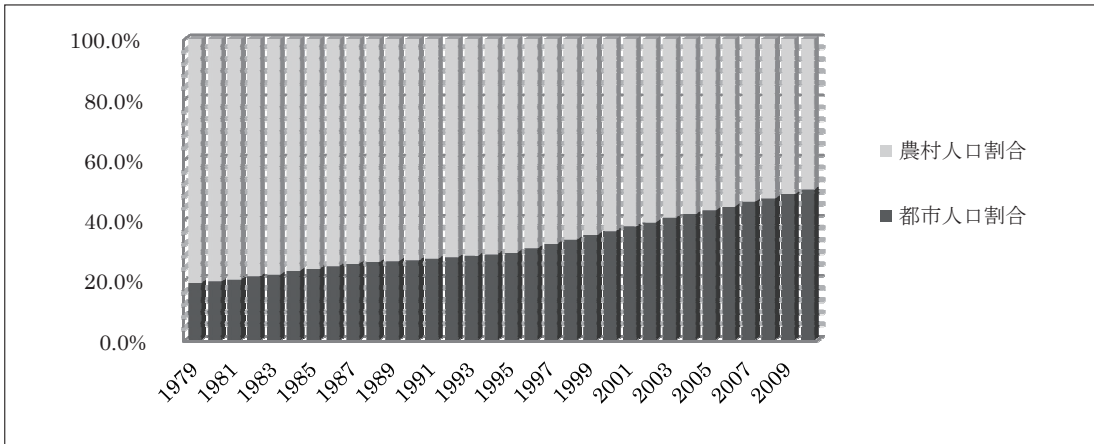
の1992年、個人収入調節税(9.37億元)が税収(2328.32億元)に占める割合は0.4%で、個人所得税(6.30億元)が税収に占める割合0.3%より高かった(中国税務年鑑1993年)。これは日本が所得税導入当時、商工業者からの所得税収を多く想定したことと近似している。

このような段階的に一部の高収入者を所得税の課税対象に繰り込むような所得税改革は、1994年の分税制改革によって業種を統合する所得税改革によって代替された。社会主義市場経済改革の要求に応じ、1993年10月31日、全国人大は分税制改革の一環として、「中華人民共和国個人所得税法」の修正案を通過させ、個人所得税に対して全面的な改革を行った。

新しい税制は以前の3種類の所得税法、規定等を統一し、中国国内の住居民を対象に所得を11種類に分類した。①給料所得には5-45%の9段階の累進超過税率を適用し、②個人工商業者、③生産・経営所得と④企業・事業単位(会社)の請負経営所得には5-35%の5段階の累進税率を適用した。④他の8種類の個人所得税は20%の比例税率を適用した¹⁰⁾。

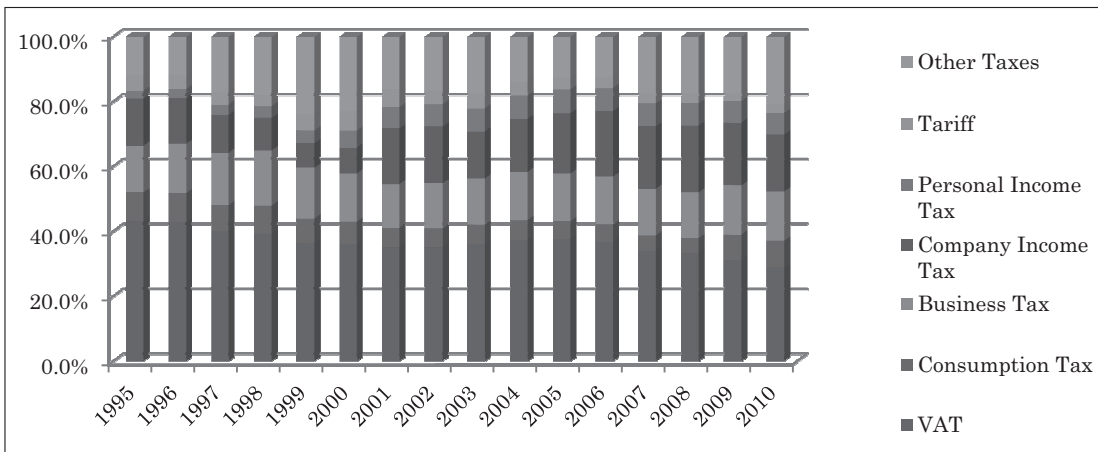
中国で、分税制改革によって、勤労者を主要

10) Appendix 1を参照。



出所：中国統計年鑑 2011 年より筆者作成

図 1-4 全人口に占める農村人口と都市人口の推移



出所：中国統計年鑑 2011 年より筆者作成

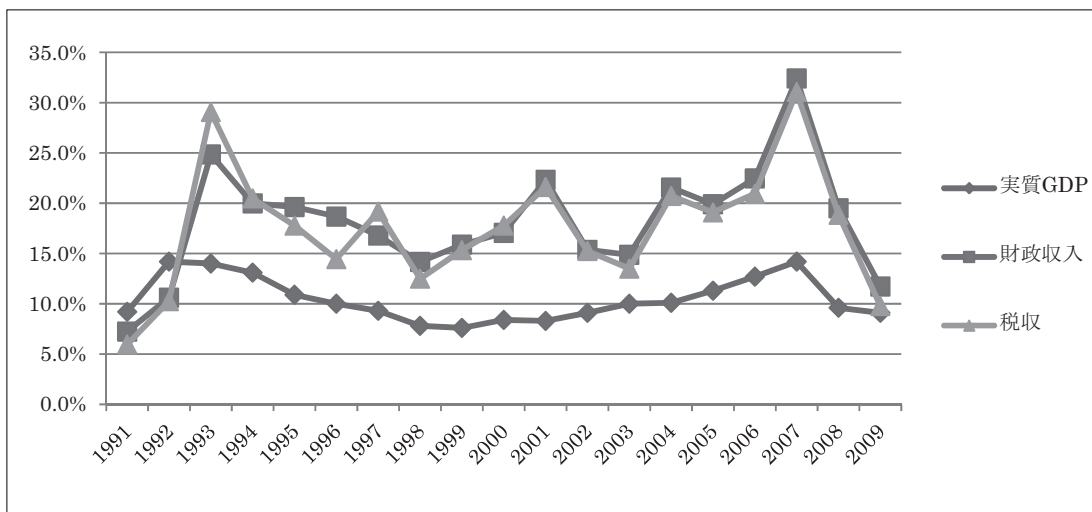
図 2-1 各主要税が税収で占める割合の推移

課税ターゲットとする資本主義の個人所得税を導入したものの、人口構成をみると分税制当時の都市人口はまだ3割弱で、現在ようやく都市人口が半分近くになってきている。これは、個人所得税の課税対象がある意味十分に整っていないことを説明する（先進諸国の都市人口割合は全人口の8、9割を占める）。

2. 所得税の位置づけ

1) 中国租税構造の概略

1994年分税制改革以降、中国は増値税、営業税などの間接税を中心とする租税システムとなり、直接税の企業所得税、個人所得税も税収に占める割合が徐々に上昇しているものの、まだ間接税に匹敵するまでには成長していないのが



出所：2010年統計年鑑より筆者作成

図 2-2 実質 GDP, 財政収入, 税収入の成長率

表 2-1 1994年と2008年の各主要税とGDPの成長率比較

単位：億元	国内増値税	営業税	国内消費税	関税	農業各税	企業所得税	個人所得税	輸出税還付	税収合計	GDP
1994年	2308.3	670.0	487.4	272.7	231.5	708.5	73.0	-450.1	5126.9	48197.9
2008年	17996.9	7626.4	2568.3	1770.0	1689.4	11175.6	3722.3	-5865.9	54223.8	300670.0
倍増率(倍)	7.8	11.4	5.3	6.5	7.3	15.8	51.0	13.0	10.6	6.2
毎年増加率	15.8%	19.0%	12.6%	14.3%	15.3%	21.8%	32.4%	21.5%	18.3%	14.0%
税収に占める割合	33.2%	14.1%	4.7%	3.3%	3.1%	20.6%	6.9%	-10.8%	—	—
税収増加への寄与度	5.2%	2.7%	0.6%	0.5%	0.5%	4.5%	2.2%	-2.3%	—	—

出所：中国財政年鑑2009年より筆者作成

図 2-1 から分かる。

そして分税制後、税収入は財政収入とほぼ近似した伸び率で成長し、この伸び率はGDPの成長率を上回っているのが図 2-2 から分かる。各税収の中で、国内消費税以外の全ての主要税収はGDPの伸び率を超えているのが表 2-1 からうかがえる。しかし、リーマンショック後の2009年から、この傾向から一転し、税収とGDPはほぼ同じ成長率を見せ、重なり合うようになった。

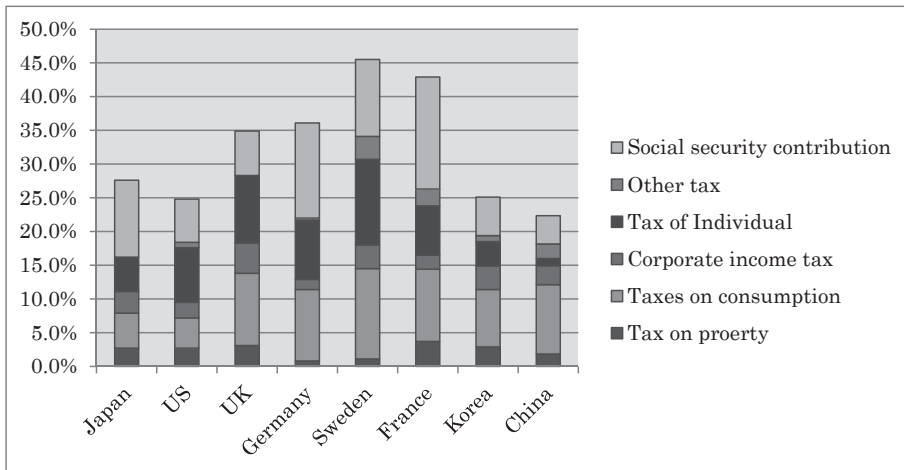
各税の税収成長率への寄与度を以下の式で計

算し、各税の税収成長率への寄与度を比較してみる。

$$\text{税収成長率} = \sum_{\text{各税}} \text{各税の寄与度}$$

$$\text{各税の寄与度} = \text{各税成長率} \times \text{各税の税収に占める割合}$$

表 2-1 によると主要税の毎年増加率の中で一番伸び率が高いのは個人所得税の32.4%と企業所得税の21.8%である。しかし、税収の中で増値税の割合が一番大きいので増値税の伸びが全体の税収の伸びへの寄与度が一番大きい。増値税が毎年15.8%伸びる時、全体税収は5.2%伸



出所：中国は 2011 年財政年鑑，他の国は OECD “Revenue Statistics – Comparative tables 1965–2012” の中の 2011 年データより筆者作成

注：中国の社会保障負担には五項基金である—基本養老収入（Basic Pension Insurance Revenue）、失業保険費収入（Unemployment Insurance Revenue）、基本医療保険費収入（Basic Medical Care Funds Revenue）、工傷保険費収入（Work Injury Insurance Revenue）、生育保険費収入（Maternity Insurance Revenue）等が含まれる。中国の資産課税には一家屋税（House Property Tax）、印花税（Stamp Tax）、城鎮土地使用税（Unban Land Using Tax）、車船税（Unban Land Using Tax）等が含まれる。中国のその他の税収は非課税収入（Non-tax Revenue）である—行政事業性費用収入（Administrative and Institutional Charges）、罰金収入（Fines and Penalties）等が含まれる。

図 2-3 OECD 主要国と中国の国民税・社会保険料負担比較

表 2-2 2009 年日本の主要税が税収に占める割合（国税ベース）

税目	所得税	法人税	消費税	酒税	タバコ税	揮発油税	相続税
税収に占める割合	35.7%	20.6%	27.0%	3.6%	2.2%	7.0%	3.8%

出所：日本統計年鑑 2012 年より筆者作成

表 2-3 2010 年中国主要税が税収に占める割合（全国ベース）

税目	個人所得税	法人税	増値税	営業税	個別消費税	車両購入税	都市維持建設税
税収に占める割合	6.9%	20.8%	34.4%	15.9%	9.6%	2.6%	2.7%

出所：中国税務年鑑 2011 年より筆者作成

びる。しかし、一番伸びが早い個人所得税が毎年 32.4% の伸びても、全体税収は 2.2% しか伸びない。

OECD 主要国と中国の主要税、社会保険料負担が GDP に占める割合を比較してみると（図 2-3 参照）、中国の全体的税・社会保険料負担は OECD 諸国より低い。OECD 諸国では、個人所得税と消費課税が一番大きい税目となっ

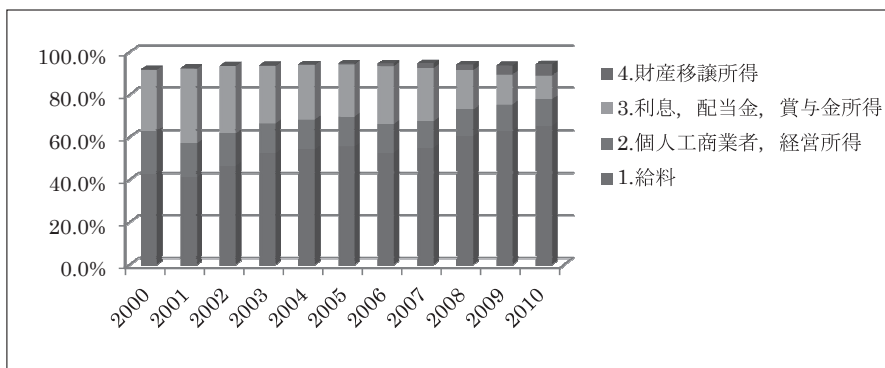
ているのに中国は消費課税に大きく頼っている。中国の企業税負担、資産課税、消費課税は OECD 諸国とほぼ近似しているが、個人所得税負担は目立って低く、社会保険料負担も低い。要するに中国の税制は、先進諸国のように所得・消費・資産のそれぞれに対する租税を組み合わせる方式、即ちタックス・ミックスの租税方式にはまだ到達していない。

表2-4 日本と中国個人所得構造の比較

日本		中国	
1. 給料 (源泉分)	67%	1. 給料	65%
2. 利子所得 (源泉分)	4%	2. 利息, 配当金, 賞与金所得	11%
3. 配当 (源泉分)	12%	3. 個人工商業者, 経営所得	13%
4. 申告分	17%	4. 財産移譲所得	5%

出所：財務省ホームページ

出所：中国税務年鑑 2011年



出所：税務年鑑各年度版より筆者作成

図2-4 中国所得構造変化の推移

2) 日本と中国の個人所得税の比較

まず、日本と中国の各主要税が税収に占める割合を比較してみると、日本では個人所得税が一番大きい税目となっており、国税ベースで税収の35%を占めている。しかし、中国では間接税中心の税制となっており、個人所得税は6.9%位しか占めてない。

次に、日本と中国の個人所得税の構造を比較してみると、日本と中国二つの国とも給料所得税が7割近くを占め、利息・配当で1割強、事業所得も1割強で、個人所得税構造は近似しているのが表2-4から分かる。

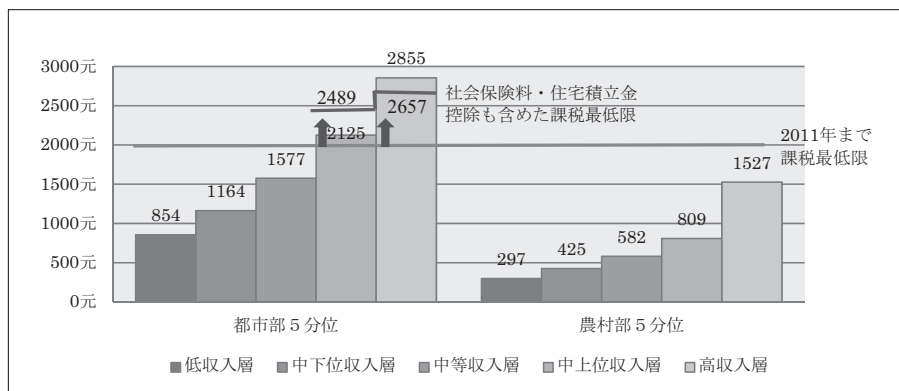
日本と中国の個人所得税の課税システムを比較してみる¹¹⁾。日本は、各所得の総合課税制度

を導入して、損益通算して、各人的控除（例えば、配偶者控除、扶養者控除等）を行い、累進税率を適用し所得税を計算する。しかし、配当・株式の譲渡所得に関しては分類課税も選択可能となっているため、資産・キャピタルゲインには実質分離課税となり、これは日本の所得税の問題点として多く指摘されている¹²⁾。

中国では、分類課税制度を導入し、所得の種類によって、控除金額、適用税率が異なっていて、日本のような様々な人的控除はない。これは、中国は共働きが多く、一人っ子政策によって家族構成も似ていることにも起因する。給料所得者の場合、給料所得控除が適用でき、そこに累進税率を適用して各自の所得税額が計算できる。そして、資本所得には比例税率を適用し、

11) 中国の個人所得税の課税システムの詳細は Appendix 1 を参照。

12) 宮本憲一・鶴田廣己 [2001], p. 5.



出所：中国統計年鑑 2011 年より筆者作成

図 2-5 都市部と農村部の所得 5 分位

表 2-5 都市部と農村部の人口構成と就業者比較

単位：万人	都市	農村
A 人口構成 (全人口に占める割合)	① 66978 49.9% (①/A)	② 67113 50.1% (②/A)
B 就業者数 (全就業者に占める割合)	③ 34687 45.6% (③/B)	④ 41418 54.4% (④/B)

出所：中国統計年鑑 2011 年より筆者作成

高額な資本所得者はこの制度により優遇されるようになっている。

中国の所得税収構造の推移をみると、給与所得税の割合が上昇し、その一方事業所得税、利息・配当所得税は減少している。利息・配当所得税の減少は、貯金の減少傾向を示すのではなく、個人貯金減免政策の現れである¹³⁾。

3) 中国個人所得税の問題点

グードなどは所得税を最良の租税¹⁴⁾だと言っているがそれはその累進課税に起因する。シェハーブは累進原理を(1)最低生活費控除

— exemption, (2) 資産所得と勤労所得の差別 — differentiation, (3) 累進税率 — progressive rate という三つの内容によって完成したと考えている¹⁵⁾。

これに準じて、中国の所得税の問題点は以下のようにまとめることができる。

①個人所得税の課税最低限が高すぎる。

2011 年まで、個人所得税の課税最低限は 2000 円で、給料所得者には所得控除の他にさらに、社会保険料・住宅積立金の給料の 23% の部分も控除可能である。この水準によって課税対象となるのは、都市部の就業者の最上分位の就業者だけである。課税最低限の設定は最低生活費控除の理論に起因する。課税最低限を 2000 元に設定したことは、収入が 2000 元以下の人は最低生活費にも達してないのを意味する。従って、図 2-5 の都市部と農村部の所得 5 分位と表 2-5 の都市部と農村部の人口構成と就業者数から、全就業者の 82% の就業者の収入が最低生活ラインにも達してないことになる。これにもかかわらず、2011 年所得税改革によって、この課税最低限はさらに 3500 元に引き上げられ、社会保険料・住宅積立金控除 (Appendix 2 を参照) も合わせるとおよそ

13) 2007 年、個人貯金利息に対する所得税の税率を 20% から 5% に引き下げ、2008 年から個人貯金利息は免税となった。

14) 塩崎潤 [1976]

15) 宮本憲一・鶴田廣巳 [2001], p. 7.

4305元が控除可能となる。これによって、中国の個人所得税は先進諸国の大衆課税とはほど遠くなりつつあって、個人所得税の意義が問われることになる。

②農民の負担が勤労者より重く、個人所得税で農民と勤労者の間で所得再分配を行うことは不可能である。

上記の図2-5によると農民の平均所得は5つの分位とも課税最低限以下である。しかし、実質農民の負担は勤労者より重い。農民は、2006年の農村税・費用改革前まで負担する主な税金は農業税、農業特産税、屠殺税、牧畜業税、耕地占有税¹⁶⁾などで、これらの税金のほか、農民は更に村提留¹⁷⁾、農村計画案配費¹⁸⁾、農村教育費といったさまざまな行政費用も徴収していた。農民からの税・費徴収には給料所得者のような課税最低限という人的控除は適用されていない。これらの税・費は地方政府によって徴収され、地方政府はこれらの合法的費用の他に、農民に対してさまざまな名目で課金、集金、罰金、割当などを課した。

農民の負担軽減のための農村税・費用改革は、2000年安徽省から、2004年には吉林省、黒龍江省で農業税免除の改革が試験的に行われた。2006年から農村の税金・費用改革を一層推進し、中国全土で農業税、農業特産税、屠殺税、牧畜業税を撤廃することを決定し、2006年4月にタバコ税が新設された。しかし、農民の可処分所得¹⁹⁾の総収入に占める割合は依然として7

16) 2008年1月1日から「中華人民共和国耕地占有税暫行条例」が施行され、この税種による負担はさらに重くなった。

17) 村提留とは、村民委員会が毎年村の農民から集金しておくことを指し、主として農地水利インフラ整備、村幹部への謝礼金、事務費、特別貧困家庭への補助などに使われた。

18) 農村計画案配費とは、郷・鎮政府が毎年農民から取る費用で、主に農村の学校、計画出産、民兵訓練、農村道路工事などに使われた。

19) 農民の可処分所得＝総収入－各種税費支出－家庭経営費用支出－生産性固定資産減価償却－農村内部親戚・友人への贈与。

割前後で、農民の負担はあまり改善されていないのが表2-6から分かる。農民の各支出が総収入に占める割合をみる(Appendix 4を参照)と、農民に一番大きい支出項目は生活費以外に家庭経営費となっており、種、肥料の購入費等がここに含まれる。そして、農民がこれらを購入する際に間接税の増値税(日本の消費税)を払わなければならない。

ところが、都市部の勤労者の総収入に占める可処分所得²⁰⁾の割合は2001年までほぼ100%で、それ以降所得の上昇とともに少しずつ上昇している。1994年の分税制改革によって個人所得税の課税最低限は800元となったため、2001年までほとんどの人は個人所得税の課税対象にならなかったのである。これが、所得上昇とともに所得税負担も徐々に上昇するが、これに合わせ課税最低限も2005年には1600元に引き上げられ、それによって2005年から2008年まで可処分所得が総収入に占める割合が一定の数値で止まっているのが分かる。

③中国の個人所得税は包括的所得税ではなく、分離型となっている。

シェハーブの資産所得と勤労所得の差別は資産所得を重課し、勤労所得を資産所得に比べ軽減すべきであることを指摘している。しかし、上記でも述べたように、実際中国は資産所得・キャピタルゲインに20%の比例税率を課すので、これによって高資産所得者は重課されるどころか優遇されている。しかし、これは中国だけではなく市場経済を導入している国の通弊とも言える。

3. 中国の個人所得税改革

1994年の分税制改革後、個人所得税に関しては5回の税制改正が行われた。それは1999年、2005年、2007年、2008年と2011年改正で、

20) 都市部の就業者の可処分所得は、総所得から、所得税、社会保険料を控除したものであるが、住宅積立金は控除されていない。

表 2-6 都市部と農村部の総収入と可処分所得比較 1990-2010 年

単位：元	都市部		農村部		都市/農村	
	A 総収入 (5年前からの 増倍率)	B 可処分所得 (B/A)	C 総収入 (5年前からの 増倍率)	D 可処分所得 (D/B)	総収入比 (A/C)	可処分所得比 (B/D)
1990年	1522.79 —	1510.16 99.2%	916.50 —	629.79 68.7%	1.66	2.40
1995年	4288.09 2.82	4283 99.9%	2337.87 2.55	1577.74 67.5%	1.83	2.71
2000年	6316.81 1.47	6279.98 99.4%	3087.80 1.32	2253.42 73.0%	2.05	2.79
2005年	11320.77 1.79	10493.03 92.7%	4631.21 1.50	3254.93 70.3%	2.44	3.22
2010年	21033.42 1.86	19109.44 90.9%	8119.51 1.75	5919.01 72.9%	2.59	3.23

出所：中国統計年鑑各年度版より筆者作成

表 2-7 都市部の平均総収入と可処分所得の推移

単位：元	総収入(年収)	可処分所得	可処分所得/ 総収入
2000年	6295.91	6279.98	99.7%
2001年	6907.08	6859.58	99.3%
2002年	8177.40	7702.80	94.2%
2003年	9061.22	8472.20	93.5%
2004年	10128.51	9421.61	93.0%
2005年	11320.77	10493.03	92.7%
2006年	12719.19	11759.45	92.5%
2007年	14908.61	13785.81	92.5%
2008年	17067.78	15780.76	92.5%
2009年	18858.09	17174.65	91.1%
2010年	21033.42	19109.44	90.9%

出所：中国統計年鑑各年度版より筆者作成

ほとんど課税最低限引き上げの改革であった。

1999年8月30日、全国人大は「〈中華人民共和国個人所得税法〉修正に関する決定」を通過させ、国務院は個人貯金利息に20%の個人所得税を徴収するようになった。

2005年の改正は、主に給料所得者の課税最

低限を800元から1600元に引き上げ、それと同時に個人申告納税の範囲を決め、12万元以上の年収のものは自ら個人所得税を申告課税するようになった。

そして、2007年8月15日から個人貯金利息に対する所得税の税率を20%から5%に引き下げて徴収するようになった。12月には給料所得者の課税最低限を1600元から2000元に引き上げた。2008年10月9日から個人貯金利息に対し免税するようになった²¹⁾。

2011年4月6日、全国人大は「個人所得税法」修正案について2回目の審議を行った。改革の内容には、課税最低限を2000元から3500元に引き上げ、9段階の累進税率を7段階に減少し、5%、15%、45%の三つの税率を取り消し、3%の税率を新たに取り入れて、3%と10%の適用範囲を拡大する内容が含まれていた(表3-1参照)。

ところが、今回の課税最低限を2000元から3500元への引き上げは、当然でありながら月収2500元以下の所得者には、所得税軽減効果は与えておらず、給与が増加すればするほど所

21) Appendix 2を参照

表 3-1 2011年所得税改革前後の給与所得者の所得控除後適用税率表

段階	税込月額給与 (費用控除後)	税率	段階	税込月額給与 (費用控除後)	税率
1	500元以下	5%	1	1500元以下	3%
2	500元超, 2,000元以下	10%	2	1500元超, 4,500元以下	10%
3	2,000元超, 5,000元以下	15%	3	4,500元超, 9,000元以下	20%
4	5,000元超, 20,000元以下	20%	4	9,000元超, 35,000元以下	25%
5	20,000元超, 40,000元以下	25%	5	35,000元超, 55,000元以下	30%
6	40,000元超, 60,000元以下	30%	6	55,000元超, 80,000元以下	35%
7	60,000元超, 80,000元以下	35%	7	80,000元超	40%
8	80,000元超, 100,000元以下	40%			
9	100,000元超	45%			

出所：筆者作成

表 3-2 2011年税制改革後給料所得者所得税負担の変化率

月給 (元)	社会保険料・住宅積立金 控除 (給与*23%)	改革前所得税額 非課税：2000元	改革後所得税額 非課税：3500元	所得税 軽減額	所得税負担変 化率
1500	345	0	0	0	0.00%
2000	460	0	0	0	0.00%
2500	575	0	0	0	0.00%
3000	690	16	0	-16	-0.52%
3500	805	45	0	-45	-1.27%
4000	920	83	0	-83	-2.08%
4500	1035	122	0	-122	-2.70%
5000	1150	160	11	-150	-2.99%
6000	1380	268	34	-234	-3.91%
7000	1610	384	84	-300	-4.28%
8000	1840	499	161	-338	-4.23%
9000	2070	615	238	-377	-4.18%
10000	2300	765	315	-450	-4.50%

出所：新しい所得税と既前の所得税の税率・課税最低限を適用して筆者作成

表 3-3 都市部各階層別平均月収

単位：元	都市部 全国平均	最下位 収入層	低収入層	中下位 収入層	中等 収入層	中上位 収入層	高収入層	最高 収入層
		10%	10%	20%	20%	20%	10%	10%
一人平均年収	21033	6703	10247	13970	18920	25497	34254	56435
一人平均月収	1752	558	853	1164	1576	2124	2854	4702

出所：中国統計年鑑 2011年

得税負担の軽減幅も上昇し、高所得者層ほどこの税制改革によって優遇されるのが分かる。

中国統計年鑑の都市部の階層別所得に今回の所得税改革を適用してみると、都市部の高収入者層の都市部就業者の10%に当たる勤労者が所得税課税対象から外される²²⁾。従って、今年度の個人所得税改革後、課税対象は都市部の10%の最高収入層の就業者で、表2-4の都市部と農村部の就業者構成と合わせると、全体就業者の4.5%が今後給与所得税の課税対象となるのが分かる。

4. 諸外国の近年所得税改革動向と中国の税額控除所得税改革の適用

1) 諸外国の近年所得税改革動向

近年の先進諸国の個人所得税に関する改革の動向をみると、低所得者への経済的支援として、給付付き税額控除が用いられている。それは所得控除には、①課税ベースを大きく侵食され、②低所得世帯の多くは、課税最低限以下であるため、所得控除額を引き上げても、税負担軽減効果は発生しないなどの問題点があり、給付付き税額控除に移行することによって低所得者層への所得再分配を可能にすることである²³⁾。こうした税額控除の最大の特徴は、税負担額を超える控除額は還付され、税制によって低所得者への所得再分配が可能となることである。

所得控除と税額控除による所得税の計算式：

給与所得税（所得控除の場合）

$$= \{ \text{課税所得} - \text{各種所得控除} \\ (\text{基礎控除, 配偶者控除等の人的控除}) \} \\ \times \text{適用累進税率}$$

給与所得税（税額控除の場合）

$$= (\text{課税所得} - \text{簡素化した所得控除}) \\ \times \text{適用累進税率} - \text{税額控除} \\ (\text{勤労所得税控除, 児童税額控除など})$$

欧米における税額控除はアメリカの勤労所得税額控除（EITC）を起源とする。アメリカでは、給付付き税額控除である勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit: EITC）が、フォード政権下の1975年に導入された。主に中低所得者について、重い社会保険料負担を軽減するためであった。その後、クリントン政権下で、福祉受給者の就労を促すため、福祉受給の制限と併せてEITCが大幅に拡充された。オランダでは還付付き税額控除を社会保険料から減額する制度を実施している。

森信茂樹教授の分類によれば、諸外国の給付付き税額控除は①勤労税額控除、②児童税額控除、③消費税逆進性対策税額控除、の3つに大別される。

第1の類型である勤労税額控除の一般的な制度設計は、勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除しきれない場合には給付する、というものであるが、勤労へのインセンティブの与え方によって、さらに2つに大別される。その1つであるアメリカの制度は、以下のようなものである。税額控除額は、所得の増加とともに増加（①逓増（phase-in）段階）した後、一定の所得で頭打ちになり（②定額（flat）段階）、それを超えると逓減し（③逓減（phase-out）段階）、最終的には消失する。もう1つのイギリスの制度は、①の逓増段階を設ける代わりに、勤労時間の要件を設けている。いずれの場合も、従来の社会保障給付とは異なり、働けば働くほど手取り額が増える仕組みとなっている。勤労税額控除を導入している国は多く、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国等、10か国以上にも及ぶ。

22) 高収入者層の平均月収2854元だと、2011年改革前の適用控除額は、所得控除2000元に、社会保険料・住宅積立金が月収の23%の656元を合わせて2656元である。これが2011年所得税改革後は、所得控除3500元に、社会保険料・住宅積立金が月収の23%の656元を合わせて4156元になるため、個人所得税課税対象から外される。

23) 阿部彩 [2008].

第2の類型である児童税額控除は、母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に、子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逓減される制度設計となっている。

第3の類型である消費税逆進性対策税額控除は、消費税がもつとされる逆進的な性質を緩和するための仕組みで、カナダやシンガポールで導入されている。諸外国の経験では、消費税に軽減税率やゼロ税率を設けることは、逆進性の緩和効果が少ないうえに税務行政上の非効率性をもたらすといった理由から、望ましくない、と一般的に理解されているところであり、日本においても、この消費税逆進性対策税額控除が、軽減税率等の代替案として有力視されるようになってきている。

2) 中国の所得税税額控除適用

以下では、中国で現段階の所得控除の所得税制を廃止し、税額控除を個人所得税制に適用するという所得税改革が行われた時、各階層別所得税と社会保険料負担に及ぼす効果をシミュレーションによって示す。

中国の給料所得者には、共働きが多く、一人っ子政策により家族構成が大体似ている。そのため、所得控除として今まで家族構成を考慮した配偶者控除、社会保険料控除など導入しておらず、個人単位で一括2000元(2007年-2011年まで所得税課税最低限額)の所得控除を行っている。そして、所得から所得控除を行った所得に所得税税率を適用して各個人の所得税額とする。

そのため、今回の分析も、もっともシンプルなケースとして、今までの所得控除を廃止して、もともと控除すべき金額を全員に一律の税額控除として分配する改革を考案する。但し、給付は現金給付ではなく社会保険料から差し引く形にする。

中国では、労働者が負担する社会保険料は主に四つある(中国語で三险一金とも言う)²⁴⁾。

それは基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅基金で、給与の23%(比例割り)を毎月の給与から天引きされ、それに充当される。これらの四大基金は収入に関係なく比例で徴収されるため、所得税の課税最低限が高いという表看板とは裏腹に、低所得者層にはかなり大きな負担となっている。

具体的には、2011年改革前の給料所得税の課税最低限は2000元を一律キャンセルし、給料に社会保険料控除後、直接累進税率を適用し、それを各個人の所得税とする。税額控除分は、課税最低限の2000元に、2011年個人所得税改革前の所得控除後最小税率5%を適用し、 $2000 \times 5\% = 100$ 元を税額控除額とする。この税額控除を所得税からではなく(所得税からひこうとすると、所得税が100元未満の者もあるため)、各個人の社会保険料から一律100元を差し引いて、各個人の最終社会保険料負担額とする。これを式で表すと以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{給与所得税} \cdot \text{社会保険料 (所得控除の場合)} = \\ & \frac{(\text{月収} - 2000 \text{元} (\text{給与控除}) - \text{社会保険料控除}) \times \text{適用累進税率}}{\text{所得税}} \end{aligned}$$

$$+ \frac{\text{月収} * 23\%}{\text{社会保険料}}$$

$$\text{給与所得税} \cdot \text{社会保険料 (税額控除の場合)} =$$

$$\frac{\text{月収} \times \text{適用累進税率}}{\text{所得税}} +$$

$$\frac{\{ \text{月収} \times 23\% - 2000 (\text{改革前課税最低限}) \times 5\% (\text{改革前最小税率}) \}}{\text{社会保険料}}$$

このように税額控除の所得税制度によって求められた所得税と社会保険料を、所得控除適用時の所得税と社会保険料負担と比較してみる。

表4-1は、所得控除適用時の都市部の各階層別所得税と社会保険料負担で、表4-2は税額控除適用後の、都市部の各階層別所得税と社会保険料負担である。

24) Appendix 3を参照。

表 4-1 改革前都市部の各階層別個人所得税と社会保険料負担率

単位：元	①一人平均 月収（元）	②所得税負担額 （所得控除 2000 元，社会保険 料控除後，各税率*適用）	③社会保険料負担額 （月収* 23%）	④所得控除時の 所得税・社会保険料 負担率（(②+③)/①）
最下位収入層	558.6	0	128.5	23.0%
低収入層	853.9	0	196.4	23.0%
中下位収入層	1164.2	0	267.8	23.0%
中等収入層	1576.7	0	362.6	23.0%
中上位収入層	2124.8	0.0	487.3	23.3%
高収入層	2854.6	9.9	642.6	23.3%
最高収入層	4702.9	137.1	1017.2	25.9%

* 11 頁の表 3-2 の左の表の税率適用。

表 4-2 税額控除適用後，各階層別所得税と社会保険料負担増減率

単位：元	①一人平均月 収（元）	②所得税負担額 （所得控除を取り消し，月収から 社会保険料控除後税率*適用）	③社会保険料負担額 （月収* 23% - 100 元 （税額控除額））	④税額控除後 所得税・社会保険料 負担率	負担 増減率
最下位収入層	558.6	21.5	28.5	8.9%	-14.1%
低収入層	853.9	40.8	96.4	16.1%	-6.9%
中下位収入層	1164.2	64.6	167.8	20.0%	-3.0%
中等収入層	1576.7	96.4	262.6	22.8%	-0.2%
中上位収入層	2124.8	138.6	388.7	24.8%	1.8%
高収入層	2854.6	214.6	556.6	27.0%	3.7%
最高収入層	4702.9	499.3	981.7	31.5%	5.6%

出所：中国統計年鑑 2011 年各階層別平均一人所得より筆者推計

*11 頁の表 3-2 の左の表の税率適用。

表 4-3 各税・社会保険料控除後階層別所得ジニ係数

	各階層別 総月収 (7 分位)	2011 年所得税改革前				税額控除改革後	
		所得税，消費税，社会保険料控除後				所得税，消費税，社会保険料 控除後月収	
		所得税 控除後	消費税 控除後	所得税と 消費税控除後	月収		
ジニ計数	0.399	0.393	0.401	0.396	0.395	0.356	

出所：表 4-1 と表 4-2 より筆者推計（推計手法は Appendix 4 を参照）

表 4-4 税制改革による所得税と社会保険料増減額（都市部）

単位：億元	2011 年改革前	2011 年所得税改革後	税額控除後
推計所得税と社会保険料額	18516	17919	21278
Index	100.0%	96.8%	114.9%

出所：表 4-1 と表 4-2 で推計した所得税と社会保険料を，2011 年中国統計年鑑の都市部の就業者数に適用して推計

今回の税額控除の個人所得税制度を，所得控除の個人所得税制度と比較してみると，税額控除の所得税制によって高所得者層の所得と社会保険料負担が増大する一方で，低所得者層にな

るほど負担は大きく軽減されるような，高所得者から低所得者への再分配効果が鮮明に現れた（表 4-2 参照）。

所得格差を図る指標としてジニ係数がよく使

われているので、本研究でもジニ係数で、税額控除の所得税改革の効果をみるようにする。ジニ係数²⁵⁾を比較してみると、課税前都市部の各階層別給与のジニ係数は0.399であった。それが、所得税を実施すると所得税控除後収入は0.393と少し改善されるが、消費税（中国では増徴税）によって悪化し0.401になる。しかし、所得税と消費税を同時に考えるとその間の0.396になる。これが、所得税に対し税額控除改革を行うと、各階層の格差は大きく改善され、ジニ係数は0.356まで減少する。要するに、所得税の税額控除改革は、所得控除の所得税より所得再分配効果が大きく期待できることが中国の所得税システムにおいても判明した。

また、都市部の給料所得者の所得税と社会保険料額は、税額控除の所得控除制度代替によって、現在の所得税と社会保険料額²⁶⁾より1割強増加すると予想される。しかし、2011年より中国ですでに実施されている所得税改正では、所得税が596億円のマイナスになる推計結果となり、これは現在の所得税と社会保険料額を96.8%まで減少させ、今後間接税改革が本格化される時の大きな収収減少²⁷⁾に対応できないだけでなく、もともと収収に占める割合の少ない個人所得税をさらに縮小させ、所得税の所得再分配機能を衰弱化させる。

25) ジニ係数は0から1までの数値をとるが、その数値が大きいほど不平等が拡大し、小さいほど不平等は縮まると言われている。0.4は国際的に警告ラインと認識されている。本稿でのジニ係数推計手法はAppendix 5を参照。

26) 社会保険料収入は年度の還付付き税額控除所得税改革によって、もともとの76%に減少する。しかし、2010年の中国社会保険料収入は17071億円で、支出は13310億円となっており支出が収入の8割弱を占めているため、今度の改革によって社会保険料収入が減少しても、ちょうど収支バランスのいいところに留まって、支出には影響を与えない。

27) 申雪梅 [2011].

終わりに

本研究は、中国で近年行われている課税最低限引き上げの個人所得税改革の代わりに、先進諸国が現在取り組んでいる、還付付き税額控除を中国個人所得税に適用した時のシンプルなシミュレーションを行った。社会保険料からの税額控除の所得控除代替により、低所得者の税と社会保険料負担が大きく改善される結果となった。そして、税と社会保険料支払い後の可処分所得のジニ係数も縮小され、税額控除所得税改革が低所得者層の税・社会保険料負担は軽減し、高所得者層の税・社会保険料負担は上昇させ、再分配機能に大きく期待できるようになることが中国の事例でも判明した。

中国政府は、2008年リーマンショック以降の4億円の公共投資に引き続いて、今度は地方政府が相次いで1兆元規模の巨大開発計画を打ち出し始めた。しかし、近年の税制改革は減税ばかりに走っている。中国の第一大税目の増徴税の生産型から消費型への移行、また増徴税の営業税代替による増徴税課税範囲拡大改革は、先進諸国のVATに近づけるためにもいずれ全国範囲での改革は避けられなさそうである。この増徴税改革による大きな収収減少への穴埋めと、今後も巨額の財政投資を続けるためには、代替財源としての税目が必要となる。そのために、成長空間のある個人所得税に期待が寄せられるが、所得再分配も果たしながら財源調達機能も果たせる個人所得税改革が望ましい。現在中国で行われている個人所得税改革は、収収の中で割合の少ない個人所得税をさらに縮小させるだけでなく、課税最低限が高くなっているため再分配機能も果たしにくい。

個人所得税は、その所得再分配機能によって所得平準化をある程度図ることができる。この意味で神野教授²⁸⁾は所得税を市場社会の安定

28) 神野直彦 [1996], p. 39.

を確保してきた唯一の租税だといってもいいすぎではないと指摘している。しかし、個人所得税はあくまでも資本主義国家の産物である。個人所得税の導入当時、有産階級を主な課税対象とした時はうまく機能していなかった。これが、労働者を主要課税対象とした時に全盛期を迎えるようになったのである。個人所得税が再分配機能を果たしたとしても、それは基本的に主要課税対象者である勤労者間の平均化である。

グローバル経済のなか、キャピタルゲイン等の資本所得に関しては二元的所得税論²⁹⁾で対応しているが、それによって資本所得者は軽い所得税で済む。中国国内学者の間でも、これと関連し現段階の分類型所得課税制より総合型所得課税制への移行がかなり注目されているが、これは市場経済が支配的な国にとって当分課題として残りそうである。

そして、中国で社会保険料から還付可能な税額控除が実施されようとしても、社会保険料制度が整っていない農村部の住民は、この制度の優遇を受けることができない。そのためにも、早急な全国社会セーフティーネットを広げ、農村にも社会保険制度を普及させなければならない。それとともに、農民の所得水準を上昇させ、農民も個人所得税を支払い、家庭経営のため種や肥料の購入にかかった税金を所得税より還付可能にするなどの制度を設け、個人所得税が労働者と農民の間で再分配機能を果たせるよう制度設計しなければならない。

これらの社会福祉制度と税制の整備とともに、中国税制全体をカバーした計量モデル（例えCGEモデルなど）で、直接・間接税のバラ

ンスのとれた税制システムの導入が、国民生産、政府の財政収入、国民の税・社会保険料負担に与える影響を正確に捉えながら、さらに租税国家化するプロセスを明らかにすることが今後の課題である。

参考文献

- 阿部彩（2008）「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社。
- 佐藤進（1982）『近代税制の成立過程』東京大学出版会。
- 神野直彦（1996）「所得概念論」金子宏編『所得税の理論と課題』税務経理協会
- 鈴木英之（2006）「ジニ係数の要因分解手法の検討と地域間賃金格差への適用」日本政策投資銀行地域政策研究 Vol. 19.
- 田近栄治・八塩裕之（2006）「税制を通じた所得再分配」小塩・田近・府川編『日本の所得分配』東京大学出版会。
- 宮本憲一・鶴田廣巳（2001）『所得税の理論と思想』税務経理協会
- 森信茂樹（2010）『日本の税制』岩波書店。
- 高培勇（2008）「総合と分類が融合した個人所得税改革を進めるべき（中国語：个税改革：还是要加快向综合与分类结合制转轨）」『税務研究』中国税務雑誌社第1期。
- 農村固定観察点弁公室（中共中央政策研究室・農業部）『全国農村社会経済典型調査数据汇编 2000-2009』中国農業出版社 2010年。
- 中国財政年鑑各年度版。
- 中国統計年鑑各年度版。
- 中国税務年鑑各年度版。
- 日本国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>。
- 日本財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>。

29) 二元的所得税論は、資本は労働よりも流動的であることを前提として、勤労所得に対しては累進税率を適用している一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税することをさす。

Appendix:

1. 中国所得税計算のイメージ

所得分類	諸控除等	適用税率
①給与所得	所得控除(3500元)、各種 社会保険料・住宅積立金控除	3-40%の累進税率
②個人事業所得	コスト・諸経費控除(3500元)	5-35%の累進税率
③請負、賃貸所得	費用控除(3500元)	②の累進税率
④労務報酬所得	・800元控除(所得<4000元) ・所得×20%控除(所得>4000元)	比例税率20%
⑤金融所得	収入に税率適用	比例税率20%
⑥不動産賃貸所得	同④	比例税率20%
⑦無形資産による所得	同⑤	比例税率20%
⑧財産譲渡による所得	原価・諸経費控除	比例税率20%
⑨原稿料所得	同④	比例税率20%
⑩一時的所得	同⑤	比例税率20%
⑪その他の所得	同⑤	比例税率20%

出所：中国国家税务总局 HP より筆者作成

2. 中国所得税改革の推移

1980年 9月	『中華人民共和国所得税法』 課税最低限を800元に(平均収入は64元) 給料所得、労務報酬など6分類に分けた
1986年 1月	『中華人民共和国都市と農村の個人工商業者所得税暫定条例』
	9月 『中華人民共和国個人収入調節税暫定条例』
1988年 6月	『私営企業投資者に対し個人収入調節税を徴収する規定』
1993年 10月	『中華人民共和国個人所得税法』の修正案で全面改革 ・給与所得：5-45%の9段階の累進超過税率 ・個人工商業者、生産・経営所得&企業・事業単位(会社)の請負経営所得：5-35%の5段階の累進税率 ・他の8種類の個人所得税：20%の比例税率
1999年 8月	『〈中華人民共和国個人所得税法〉修正に関する決定』 国務院は個人貯金利息に20%の個人所得税を徴収するようになった
2000年 9月	『個人独資企業と合作企業投資者に個人所得税を徴収する規定』
2005年	給料所得者の課税最低限を800元から1600元に引き上げる 12万元以上の年収のものは自ら個人所得税を申告申請するようになった
2007年 8月	個人貯金利息に対する所得税の税率を20%から5%に引き下げる
	12月 給料所得者の課税最低限を1600元から2000元に引き上げた
2008年 10月	個人貯金利息に対し免税
2011年 4月	課税最低限を2000元から3500元 9級の累進税率を7級に減少し、5%、15%、40%の三つの税率をキャンセルし、3%の税率を新たに取り入れて、3%と10%の適用範囲を拡大する内容が含まれていた

出所：筆者作成

3. 中国主要社会保険料負担（3 險 1 金制度）

3 險 1 金種類	個人負担分	企業負担分
○養老保険 (日本の年金)	給料総額の 8%	給料総額の 20%
○失業保険	給料総額の 0.5%	給料総額の 1.5%
○医療保険	給料総額の 2%+3 元	給料総額の 10%
○住宅積立金 (中国語：住房公积金)	給料総額の 12%	給料総額の 12%
合計	23%	43.5%

注：中国では「社会保険法」が 2011 年 7 月 1 日より正式に施行され、社会保険法には養老、医療、失業、出産、労災という 5 つの保険制度が立法上で確定された。後方の二つの保険料の税率は地域によって異なっており、本稿では無視することにする。同年 10 月 15 日から施行されている「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」により、中国国内で就業する外国人についても、社会保険料の納付が義務付けられることとなった。

4. 農村住民の各支出が総収入に占める割合

元 / 一人 (1 年間)		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
支 出	家庭経営費用	30.5%	31.6%	29.8%	28.6%	28.3%	27.5%	26.4%	24.8%	25.8%	26.5%
	生産性固定資産支出	2.4%	2.3%	2.3%	2.7%	2.7%	2.4%	1.9%	1.7%	1.4%	2.2%
	国に納付する税金	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	0.8%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%
	村などへの上納金	1.7%	1.4%	0.8%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	生活費支出	45.1%	43.1%	44.5%	43.9%	42.8%	44.8%	45.2%	44.4%	43.2%	50.8%
	その他支出	4.1%	3.7%	4.2%	4.2%	4.0%	4.4%	4.5%	0.0%	4.3%	5.1%
総収入		4059.0	4267.3	4513.1	5348.6	5979.9	6622.2	7000.8	8423.6	9390.0	9793.6

出所：『全国農村社会経済典型調査数据汇编 2000-2009』より筆者作成

5. Gini 係数

Gini 係数は、ローレンツ曲線の下方向への膨らみ具合を、右の図のように 45 度線とローレンツ曲線にはさまれた部分の面積と 45 度線の下側の三角形の面積の比で表す。 $(\frac{A}{A+B})$

これを式で表すと

$$G = 2 \left\{ \frac{1}{2} - \frac{1}{2} \sum_{i=1}^n \frac{1}{n} \left(\sum_{j=1}^i \frac{y_j}{n\mu} + \sum_{j=1}^{i-1} \frac{y_j}{n\mu} \right) \right\}$$

\swarrow $A+B$ \nwarrow $\sum B_n = B_1 + B_2 + \dots$

Gini 係数を計算する際は、人口を所得の低いものから並べ、i 番目の人の所得を y_i とし、平均所得を、 $\mu = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n y_i =$ で表すと、 $\sum_{j=1}^i \frac{y_j}{n\mu}$ は i 番目の人までの累積所得構成比を示して、 $\sum_{j=1}^{i-1} \frac{y_j}{n\mu}$ は i-1 番目の人までの累積所得構成比を示す（鈴木英之 (2006) 参照）。

